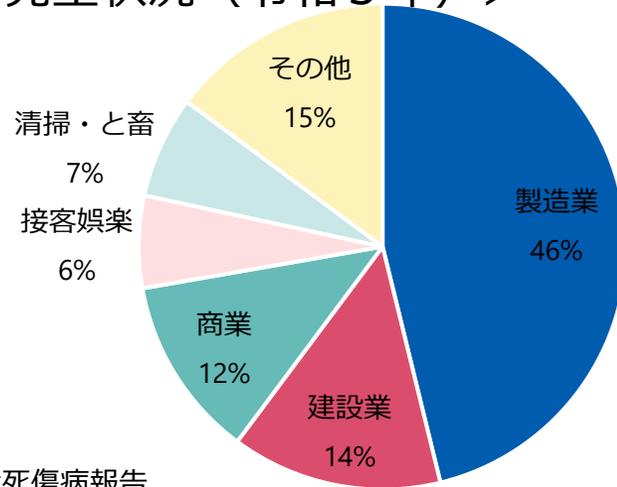


### ③新たな化学物質規制- 1

個別規制の対象外となっている化学物質による労働災害が全体の**約8割**

#### <化学物質による労働災害発生状況（令和3年）>

起因物	件数
有害物	156
爆発性の物等	13
可燃性のガス	38
爆発性の物等	16
その他の危険物、有害物	249
合計	<b>472</b>



出典：労働者死傷病報告

出典：労働者死傷病報告

出典：労働者死傷病報告

**化学物質の性状に関連の強い労働災害**（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）が**年間約500件発生**

製造業のみならず、**建設業、第三次産業**における労働災害も多い

#### <災害事例①>



食品製造工場の通路において、次亜塩素酸ナトリウムを含有するカビ取り用洗剤を使用して、通路の壁のカビ取り作業を行っていた際に、汚れの落ちが悪いため、**通常500倍に希釈して作業するところ、洗剤を希釈せずに原液のまま使用**した。帰宅後、息苦しい等の症状が発生したため病院を受診したところ、**次亜塩素酸ナトリウム中毒**と診断された。

#### <災害事例②>



化学工場内における廃棄物焼却炉の定期補修工事で、耐火物へ耐火物の硬化時間促進剤である急結剤の吹付け作業を行っていた。その際、**ノズルとホースの接続部から飛散した強アルカリの急結剤**が作業員3名の皮膚に付着したことにより、3名とも**薬傷（化学性皮膚炎）**を負った。

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS 交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外 物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

# ③新たな化学物質規制- 2

職場における 労働者が安全に働くために

## 新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

**POINT 1** ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

**POINT 2** リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

**POINT 3** 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

**POINT 4** 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます (化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等)

※1・・・国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加  
 ※2・・・厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)が対象  
 ※3・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます  
 ラベル・SDSの伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

**1**

SDS及び作業現場の確認

**2**

リスクアセスメントの実施

**3**

保護具の着用  
局所排気装置の設置

リスク低減措置の実施

### 自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

8物質 石綿等 管理使用が困難な物質 製造・使用等の禁止

123物質 自主管理が困難で有害性が高い物質 特化則・有機則等に基づく個別具体的な措置

674物質 ラベル・SDS・リスクアセスメント義務 許容濃度又はばく露限界値が示されている危険・有害な物質 一般的な措置義務(具体的な措置基準なし)

数万物質 GHS分類で危険有害性がある物質

GHS分類で危険有害性に該当しない物質

見直し後の化学物質規制

有害性に関する情報量

約2,900物質 (国モデルラベル・SDS作成済みの物質) 数万物質 国によるGHS未分類物質

国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

ラベル・SDSによる伝達義務

リスクアセスメント実施義務

ばく露を基準以下とする義務

ばく露を最小限度にする義務

適切な保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務・努力義務

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第51号)」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号)」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

### ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

▶

改正後(順次追加後)

国がGHS分類済 約2900物質  
+ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物)に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加します。

**R4年2月改正・R6年4月施行**  
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の категорияで区分1に分類された234物質が義務対象に追加。

**R4年度中改正・R7年4月施行予定**  
左記以外の категорияで区分1に分類された約700物質を義務対象に追加予定。

**R5年度中改正・R8年4月施行予定**  
健康有害性の категорияで区分2以下又は物理化学的危険性の区分に分類された約850物質を義務対象に追加予定。

649物質追加

799物質追加

### ③新たな化学物質規制- 3

#### 【見直し後の化学物質規制の概要】

管理使用が困難な物質 <b>8物質</b>	製造・使用等の禁止
<p>自主管理が困難で有害性が高い物質 <b>123物質</b></p> <p><b>国のGHS分類により危険性が確認された物質</b> 令和6年10月現在 <b>約900物質</b></p> <p>●段階的に追加</p> <p>濃度基準値設定物質 令和6年10月現在 <b>67物質</b></p> <p>●段階的に追加</p> <p>令和7年10月施行 <b>112物質</b></p> <p>令和7年4月施行 649物質</p> <p>令和8年4月施行 799物質</p>	<p>特化則、有機則等に基づく個別具体的な措置義務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●濃度基準値以下にする義務</li> <li>●ラベル表示義務</li> <li>●SDS交付義務</li> <li>●リスクアセスメント実施義務</li> <li>●ばく露を最小限にする義務</li> <li>●皮膚等障害化学物質等に対する保護具使用義務</li> </ul>
<p>(令和9年以降も追加の可能性)</p> <p><b>国によるGHS未分類物質</b> <b>(危険性・有害性情報が少ない(不明が多い)物質)</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ラベル表示の努力義務</li> <li>○SDS交付の努力義務</li> <li>○リスクアセスメント実施の努力義務</li> <li>○ばく露を最小限度にする努力義務</li> <li>○皮膚へ健康障害のおそれがないことが明らかでない物質に対する保護具使用の努力義務</li> </ul>

### ③新たな化学物質規制- 4

#### 【濃度基準値以下であることを確認する方法】

##### **安衛則第577条の2第2項**

事業者は、**リスクアセスメント対象物質のうち**、一定程度のばく露を抑えることにより、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物として**厚生労働大臣が定めるもの**を製造し、又は取り扱う業務（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係る者を除く。）を行う**屋内作業場**においては、当該業務に従事する労働者がこれらの物にばく露される程度を、厚生労働大臣が定める**濃度の基準（濃度基準値）**以下としなければならないこと。

本規定の労働者のばく露の程度が**濃度基準値以下であることを確認する方法**には、次に掲げる方法が含まれること。この場合、これら確認の実施に当たっては、**別途定める事項**<sup>※1</sup>に留意する必要があること。

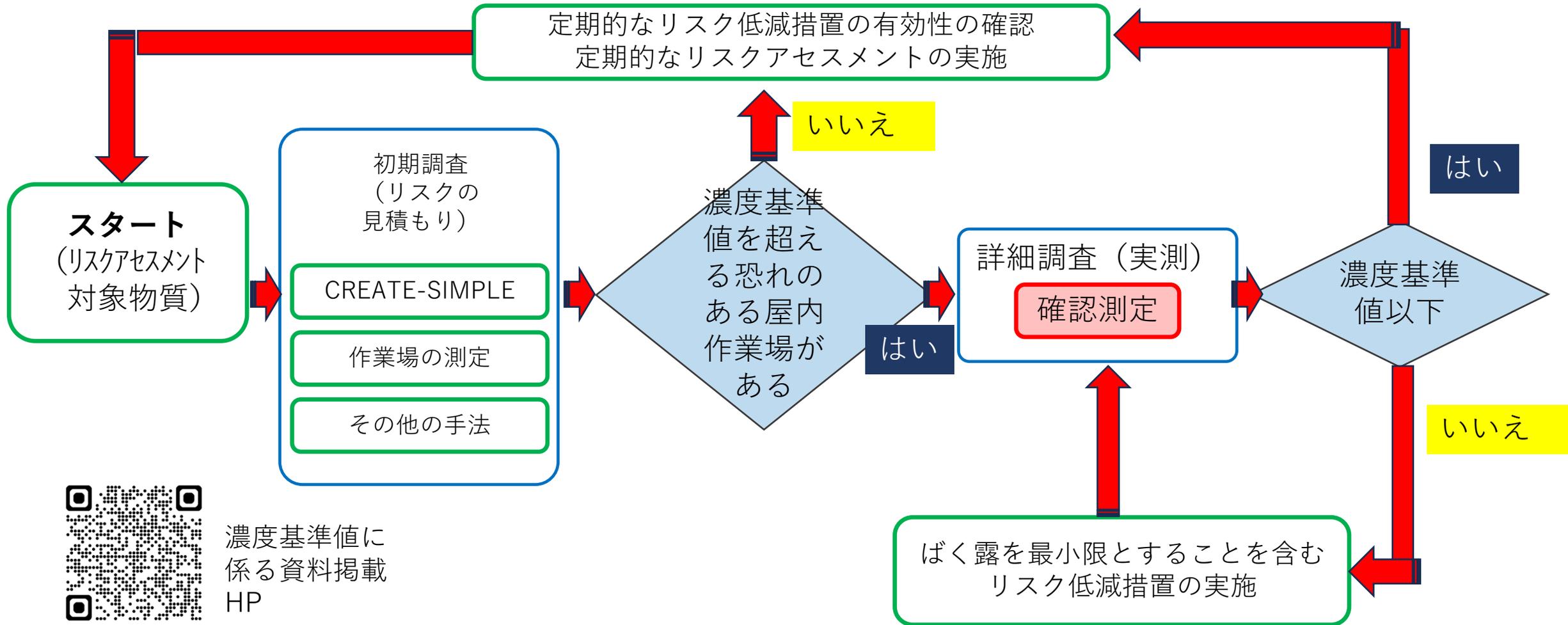
- ① 個人ばく露測定の実測値と濃度基準値を比較する方法、作業環境測定（C,D測定）の実測値と濃度基準値を比較する方法
- ② 作業環境測定（A,B測定）の第一評価値と第二評価値を濃度基準値と比較する方法
- ③ 厚生労働省が作成した**CEATE-SIMPLE**等の数理モデルによる推定ばく露濃度と濃度基準値を比較する等の方法

（令和4年5月31日付け基発0531第9号抜粋）

※1）「化学物質による健康障害防止のための濃度基準の適用等に関する技術上の指針」  
最新）令和6年5月8日 技術上の指針公示第26号

### ③新たな化学物質規制-5

#### 【確認測定までのイメージフロー図】



濃度基準値に係る資料掲載HP

# ③新たな化学物質規制-6

職場の化学物質管理の進めるべ **ケミガイド**

▼ 背景 ▼ 主な労災事例 ▼ ケミサポのご紹介 ▼ お問合せ ▼ 動画で知る ▼ お知らせ

厚生労働省

職場で使う「消毒液」も  
化学物質を用いた「洗浄、清掃、漂白」も  
美容院で使う「毛染め剤」も  
美容院で「毛染め剤を素手で使って皮膚にかぶれ」  
職場で使う「消毒剤」も

令和6年4月から、職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要になります。

**職場で使っている「化学製品」管理の準備すすめてますか？**

30秒動画編

でも、安心してね!

「ケミガイド」がご案内します

食品加工の「洗浄剤」も  
印刷会社の「染色剤」も  
職場で使う「カビ取り用洗剤」も  
施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に  
職場の「塗料」も  
職場で使う「さび止め」も  
殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に  
飲食店の「漂白剤」も  
工業用の「接着剤」も  
建設現場の「接着剤」も

労働安全衛生法の政省令改正により令和6年4月から化学物質管理が変わります。

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

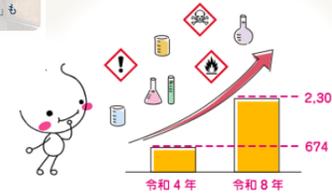


職場の化学物質管理の進めるべ **ケミガイド**

▼ 背景 ▼ 主な労災事例 ▼ ケミサポのご紹介 ▼ お問合せ ▼ 動画で知る ▼ お知らせ

厚生労働省

んだね!



今回の労働安全衛生法令の改正で、**規制対象物が、危険有害性が確認されている物質全て\*に拡大されます。**

\*現状の約670物質から順次拡大し、令和8年4月に約2300物質となり、その後も危険有害性が確認された物質を追加していきます。

これまで危険性・有害性のある物質についてその情報が物質を使う人には伝達されていなかったこと、あるいは、伝達されても使う人が適切な取り扱いをしていなかったことが原因で、職場での労働災害がなかなか減りませんでした。

**まずは身近な製品のラベルをチェック**

こんなふうで囲まれたGHSのマークがラベルに表示されている製品は、危険性・有害性があるので取り扱いに注意しましょう。

そして、法律に従った管理が必要なリスクアセスメント対象物が含まれているかどうか、SDS(安全データシート)を確認してみましょう。



## ⑤安全衛生委員会の充実- 1 ● 必須の調査審議事項

(調査審議事項)

第2条 委員会は、第1条の目的を遂行するため、次の事項を調査審議するとともに、事業者に対して必要な意見を提出するものとする。

- ① 従業員の危険防止及び健康障害の防止の基本的な対策に関すること。
- ② 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること衛生に係るものに関すること。
- ③ 従業員の健康の保持増進を図るため必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- ④ 衛生に関する規程の作成に関すること。

**⑤ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置で衛生に係るものに関すること。**

(平成18年4月～追加)

**⑥ 衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。**

- ⑦ 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑧ 有害性の調査並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。
- ⑨ 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。
- ⑩ 定期に行われる健康診断、臨時の健康診断、自ら受けた健康診断及びその他の医師の診断、診察又は処置の結果並びにその結果に対する対策の樹立に関すること。

(令和5年4月～追加)

**⑪ 長時間にわたる労働による従業員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。**

**⑫ 従業員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。**

**⑬ 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること。**

(令和5年4月1日施行)

- ⑭ 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、従業員の健康障害の防止に関すること。
- ⑮ その他衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。

# ⑤安全衛生委員会の充実- 2

## ●安全衛生委員会の構成員



委員長					
事業者側代表			労働者側代表 (労働組合側代表)		
委員	所属	氏名	委員	所属	氏名
安全管理者					
衛生管理者					
産業医					
委員の構成員は、「事業者代表」 ≦ 「労働者側代表」					

業種によっては「安全推進者」

## ⑤安全衛生委員会の充実-5

《改正の概要》（平成29年厚生労働省令第29号）（平成29年6月1日施行）

### 1 産業医の定期巡視の頻度（安衛則第15条第1項関係）

毎月1回以上、**一定の情報**が事業者から**産業医に提供される場合は**、産業医の**作業場等の巡視の頻度**を少なくとも**2ヶ月に1回**とすることができるようになりました。

#### 【一定の情報とは】

- ①休憩時間を除き1週間あたり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり100時間を超えた労働者氏名及びその超えた時間に関する情報
- ②衛生管理者が週1回以上行った作業場等の巡視結果（衛生管理者氏名、巡視日時、巡視場所、設備・作業方法・衛生状態等の有害性の有無及びその措置内容）の情報

#### 【巡視の頻度を2月に1回とする場合の手順等】

- ①産業医が衛生委員会又は安全衛生委員会に対し「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度を変更する一定の期間」の意見を述べる。
- ②衛生委員会又は安全衛生委員会において「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度変更をする一定の期間」の審議等を行う。
- ③事業者が、衛生委員会又は安全衛生委員会の「巡視の頻度変更」、「巡視の頻度変更をする期間」に関する審議結果を受けて、変更に同意し、毎月1回以上、一定の情報を産業医に提供する。

# 目次

(1) 労働安全衛生の現状

(2) 「現状」から見える「課題と取り組み事項」

**(3) 安全衛生行政に係るトピックス**

(4) まとめ(第14次労働災害防止計画含む)

①労働安全衛生関係の一部の手続の **電子申請が義務化**されます

- 1

事業主の皆さまへ

# 労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

2025年1月1日より以下の手続について、  
電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告



[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/denshishinsei.html)

電子申請の詳細は  
こちらからご確認ください。



厚生労働省労働基準局  
広報キャラクター たしかめたん



厚生労働省 ・ 都道府県労働局 ・ 労働基準監督署

# ①労働安全衛生関係の一部の手続の電子申請が義務化されます

事業主の皆さまへ

## 電子申請に当たっては 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



専用サイトへ

## 労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年(2025年)1月1日施行

労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません(労働安全衛生規則第97条)。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

### 主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

- ①事業の種類**  
日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。  
(例) 製造業 > 食品製造業 > 水産食品製造業 > 水産缶詰・瓶詰製造業
- ②被災者の職種**  
日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。  
(例) 生産工程従事者 > 製品製造・加工処理事業者 (金属製品を除く) > 食品製造従事者
- ③傷病名及び傷病部位**  
該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。  
(例) 傷病名: 負傷 > 切断  
傷病部位: 頭部 > 鼻
- ④災害発生状況及び原因**  
5つの記入欄にそれぞれ記入してください。
- ⑤国籍・地域及び在留資格**  
該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて  
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

# 目次

- (1) 労働安全衛生の現状
- (2) 「現状」から見える「課題と取り組み事項」
- (3) 安全衛生行政に係るトピックス
- (4) まとめ(第14次労働災害防止計画含む)**



第14次

労働災害防止計画の

概要



厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan



# 松山第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(計画期間：令和5年～令和9年)

添付資料



アウトプット指標	アウトカム指標
(ア) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード及びソフト両面からの転倒災害防止対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。</li> <li>卸売業・小売業／医療・福祉の事業者における正社員以外への安全衛生教育の実施率を令和9年までに80%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増加が見込まれる転倒災害について、令和9年までに死傷災害を令和4年の災害発生件数以下とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>腰痛予防対策に取り組んでいる事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>腰痛による死傷災害を令和9年までに令和4年と比較して10%以上減少させる。</li> </ul>
(イ) 高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増加が見込まれる60歳代以上の死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）を、令和9年までに令和4年の災害発生件数以下とする。</li> </ul>
(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業者の割合を令和9年までに50%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人労働者の死傷年千人率（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに全体平均以下とする。</li> </ul>
(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する道路貨物運送業者の割合を令和9年までに80%以上とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路貨物運送業の死傷者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を令和9年までに85%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業の死亡者数（新型コロナウイルス感染症を除く）を令和9年までに0人以下とする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を令和9年までに令和4年と比較して5%以上減少させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業者の割合を令和9年までに60%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林業において松山第14次労働災害防止推進計画期間中、死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）ゼロを達成する。</li> </ul>

# 松山第14次労働災害防止推進計画 アウトプット指標とアウトカム指標

(計画期間：令和5年～令和9年)



アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を令和9年までに80%以上とする</li> <li>50人未満の小規模事業者におけるストレスチェック実施の割合を令和9年までに50%以上とする。</li> </ul>	<p>アウトカム指標は設定しない</p>
<p>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行い、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業者の割合を令和9年までに80%以上とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を松山第13次労働災害防止推進計画期間と比較して、令和5年から令和9年までの5年間で、5%以上減少させる。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業者の割合を令和5年と比較して令和9年までに増加させる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>熱中症による死亡者数を松山第14次労働災害防止推進計画期間中にゼロ人以下とする。</li> </ul>

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- 死亡災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、0人を達成する。
- 死傷災害（新型コロナウイルス感染症を除く）については、令和4年と比較して令和9年までに5%以上減少する。



厚生労働省版（QRコード）  
第14次労働災害防止計画

## ◇まとめ

# 安全衛生活動の定着に近道はありません！

コツコツと日々の安全衛生活動を継続して習慣化することが重要です。

真の『安全』を目指すために、  
『災害ゼロ』から『危険ゼロ』  
の取組みをお願いします。



### ※安全衛生旗

働くすべての人の安全第一や無事故を心がけるために、緑色の十字の旗「安全旗」をかかげていました。それに加えて、病気や働きすぎなどの働くすべての人の健康や衛生にも気をつけて取り組んでいこう、という姿勢のためにかかげられるのが「安全衛生旗」です。